

2022年11月号トピックス

仏暦 2565 (2022) 年 民商法典 (第 23 号) パートナーシップと会社に関する改正について

政府官報は、仏暦 2565 (2022) 年 11 月 8 日付の民商法改正法 (第 23 号) 仏暦 2565 (2022) 年を公布している。同法は、仏暦 2566 (2023) 年 2 月 7 日以降に施行される予定である。会社およびパートナーシップに関する法律の重要な改正点は以下の通り。

1. 最低限必要とされるプロモーター数 (第 1097 条)

2 人以上であれば、株式会社を設立することができる。

2. 株券 (第 1128 条)

すべての株券には、少なくとも 1 名の取締役の署名と社印 (ある場合) が必要である。

3. 電子会議による取締役会 (第 1162/1 条)

取締役会は、あらゆるテクノロジーを使って電子的に実施することができ、取締役は、会社の定款で禁止されていない限り、会議に直接出席する必要はない。

4. 総会の通知 (第 1175 条)

株主総会の招集通知は、株主総会の日の 7 日前までに、会社の登記簿に名前が記載されているすべての株主に対し、配達証明付きの書留郵便で送付しなければならない。この通知は、その会社の株主が無記名式に発行された株券を所持している場合には、会議日の 7 日前までに、省令で定めるところにより、少なくとも 1 回、地方紙に掲載する、又は電子媒体で公告しなければならない。ただし、特別決議を採択するための総会の招集通知は、上記と同じく地方紙又は電子媒体での公告が求められ、ただし、その総会の指定日の 14 日前までに行わなければならない。この通知は、その会社の株主が無記名式に発行された株券を所持している場合には、会議日の 7 日前までに、省令で定めるところにより、少なくとも 1 回、地方紙に掲載するか電子媒体で公告しなければならない。

5. 株主総会の定足数 (第 1178 条)

総会で議決権を行使するには、少なくとも 2 名の株主または代理人が総会に出席し、合計で会社の資本金の 4 分の 1 以上の株式を保有していなければならない。

(以前は、1 名の代理人が 1/4 以上の株主からの代理を得て、総会定足数が満たされるかとの疑義がある条文の規定ぶりであったものが、少なくとも、2 名の者の出席が求められ、ただし、株主本人であるか代理人であるかは問わず、また、この人数の計算は、出席する者をカウントすると明記した点に意義がある)

6. 配当金の実施に係る期間（第 1201 条 4 項）

配当金の支払いは、総会または取締役会の決議の日から 1 ヶ月以内に完了するものとする。

7. 裁判所は、会社の解散を命ずることができる（第 1237 条）

- (4) 株主数が 1 名になったとき。
- (5) その他会社の継続を妨げる事由があるとき。

8. 株式会社の合併（第 1238 条 - 第 1243 条）

株式会社は、特別決議によって合併することができる。2 社以上の会社は、以下のいずれかの方法で合併することができる。

- 1) 合併により新設会社が形成され、合併の当事者である両社とも、その法人格を失うこと。
- 2) 合併により、一方の会社（存続会社）は法人格を有し、合併当事者の他方の会社（消滅会社）は法人格を失うこと。

- 株式会社の合併の特別決議は、決議の日から 14 日以内に登記しなければならない。

- 合併の特別決議がなされた場合において、株主が当該合併に反対したときは、会社は、当該株主の株式を合意された価額で買い取る、又は、合意できないときは、鑑定士が決定した価額を用いるものとする。

- 合併の特別決議があった場合、会社は 14 日以内に当該決議の通知書を会社の債権者に交付し、通知書を受領した日から 1 ヶ月以内に異議を提出しなければならない。会社は当該決議を 14 日以内に一般紙(全国紙)である日刊新聞に公告しなければならない。債権者から異議が出された場合、会社は、その異議を満たすか、適切な担保を設定しない限り、合併を進めることはできない。

- 合併する会社の取締役は、株主総会を招集し、合併する会社の内容を検討し、いずれかの会社の合併決議日のうち遅いほうの決議日から 6 ヶ月以内に完了しなければならない。ただし、総会で期間延長が決議された場合を除くが、当該延長されたとしても、本件期間は 1 年を超えることはできない。

- 合併当事者の会社の取締役会は、会議終了の日から 14 日以内に合併の登記を申請しなければならない。

- 登記官が会社の合併の登記を受理したときは、登記官は次のように登記簿に記録しなければならない。

(1) 新設合併の場合、両合併当事者の会社（消滅会社）の法人格がなくなったこと

(2) 一方の会社が存続する吸収合併の場合には、他方の会社の法人格がなくなったこと

- 合併会社（存続会社）は、消滅会社が有するすべての資産、負債、権利、義務および責任を引き継ぐ。